

---

---

遠軽地区広域組合ごみ焼却施設  
長期包括的運営委託事業  
入札説明書等に関する質問の回答  
(第1回)

---

---

平成29年3月28日  
遠軽地区広域組合

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答案
1	7	第4章	3	(1)	SPCの設立に関する要件	「落札者は、・・・株式会社としての事業者を構成町内に設立すること。」となっておりますが、ごみ焼却施設（（仮称）クリーンセンター）内に設立することも宜しいでしょうか。	平成30年1月1日以降であれば、関係法令を順守する範囲において、施設の所在地へ登記することは妨げません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答案
1	2	第1章	第1節	6	組合の業務範囲(3)	(3)「ごみ処理に伴う処分業務」とあり、「なお、詳細は、「第9章 組合の業務」を参照のこと。」と記載がありますが、30頁の第9章 組合の業務 第1節には該当する項目がありませんので御教示願います。	(3)「ごみ処理に伴う処分業務」は、本件施設から処理に伴って排出される焼却灰、飛灰処理物、処理不適物搬出、処分する業務が該当します。
2	4	第1章	第2節	2	(4)電話	事業者用電話回線には、（仮称）クリーンセンターの組合様分の電話回線は、含まないと解釈で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	11	第1章	第5節	2	運営期間終了後の運営方法の検討	(3)「事業者は運営期間終了時に本件施設の運営に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で、引き渡すこと。」とありますが、規定数量とは、各薬品の貯槽の満レベルまでを補充した状態で引き渡すとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
4	11	第1章	第5節	2	運営期間終了後の運営方法の検討	(3)「事業者は～、予備品について2年間、消耗品については1年間使用できる量を補充した上で、引き渡すこと。」とありますが、これらの対象物並びに数量は、今後、御提示されるものと考えて宜しいでしょうか。また、運営期間中に機器更新された場合はこの限りでないとの理解で宜しいでしょうか。	前段：参考資料1にて提示します。 後段：機器更新された場合についても、必要な数量を補充した上で引渡すことを基本とします。 ただし、具体的な内容は、事象により異なるものと考えますので、事象により判断することとします。
5	14	第2章	第5節	(3)	施設警備・防犯	組合様の敷地出入口の警備を含む範囲を御教示願います。	参考資料1にて提示します。
6	15	第3章	第1節	(2)	受付管理	「～組合が定める基準を～」とありますが、具体的な基準を御提示願います。	構成町のごみ分別区分表に従うものとし、一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）として処理できるもの等が該当しますが、詳細は、受注者に提示し、協議により決定します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答案
7	15	第3章	第1節	(2)	受付管理	「～排出地域～」を確認するための受入基準を満たす方法を御教示願います。	口頭確認等を想定しますが、これに限りません。詳細は、受注者に提示し、協議により決定します。
8	15	第3章	第1節	(2)	受付管理	運営開始時に分別形態が現状と変わりますでしょうか。変わる場合は、分別形態及び直接搬入ごみの受入可能な形状、内容について御教示願います。	平成29年10月1日より、構成町のごみ分別区分において資源にならないプラスチック製品及び、ゴム、ビニール製品等が燃やすごみとして追加される予定です。直接搬入ごみの形状、内容については変更の予定は有りません。
9	15	第3章	第4節	(2)	料金徴収代行	組合が定める徴収料金の引渡し方法を御教示願います。 (例えば構成町毎に料金徴収が異なるでしょうか。事業系ごみ搬入業者についての計量は、現金払いでしょうか等。)	燃やすごみは組合条例、遠軽町資源物は遠軽町の条例に基づき料金徴収を行うこととします。利用者からの料金徴収は現金で行い、徴収した金額を組合指定口座への入金することを想定していますが、一部事業者等においては、組合がまとめて請求・徴収する場合があります。具体的には、受注者に提示します。
10	16-17	第4章	第2節	7	車両の調達等	表4.2.1貸与車両一覧に記載の車両における、これまでの整備履歴並びに整備費を御提示願います。	一般的に必要な修繕・消耗品等交換を定期的に実施しています。 過去3年間平均の整備費用 ・自走式二軸破砕機 約20万円/年 ・油圧ショベル 約18万円/年
11	16-17	第4章	第2節	7	車両の調達等	「また、運営期間における当該車量の更新は、事業者の費用で行うものとする。」とありますが、更新が必要となった場合は、リースとしても宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
12	17	第4章	第5節	(3)	搬入管理	「～資源化を行うこと。」とありますが、具体的にどのような処置をお考えでしょうか。また、再資源化が可能なものは、別途事業者が保管し、組合様へ引き渡しするものと考えて宜しいでしょうか。	対象物により異なるものと考えます。入札説明書等を踏まえ、ご提案ください。
13	17	第4章	第5節	(5)	搬入管理	車両等の荷卸しに関しては指示するものとし、補助は荷卸し後に行うことで宜しいでしょうか。 (荷卸し時に補助を行った際、不可抗力により車両損傷の恐れもあるため)	基本的にはお見込みのとおりですが、詳細は、受注者と協議により決定します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答案
14	19	第4章	第14節	(1)	運営準備期間の 運転管理等	「～施工企業より本件施設の運転に必要な運転指導を受けること。」とありますが、事業者が用意すべき人員およびその期間について、ご提示願えますでしょうか。また、準備期間中の人件費は、15年3ヶ月の固定費に計上するとの理解で宜しいでしょうか。	前段：事業者が用意すべき人員及びその期間は、平成30年1月1日から、円滑且つ安定して業務を開始できるよう、必要により提案ください。ただし、運転指導に係る具体的な内容等は、施工業者との調整によります。後段：入札説明書等を踏まえ、ご提案ください。
15	20	第4章	第15節	1	要監視基準と停止基準	(2)基準値における表4.6.1中のダイオキシン類停止基準値について、1ng-TEQ/m3Nとなっておりますが、第1章第2節1.(1)排ガス基準値表1.2.1においては0.1ng-TEQ/m3N以下となっております。どちらが正となりますでしょうか。	0.1ng-TEQ/m3Nに修正します。
16	20	第4章	第15節	表4.6.1	排ガスに係る要監視基準及び停止基準	運転基準値の定義を御教示願います。	運転基準値は、定常運転時において、事業者が基準とする運転値をいいます。
17	21	第5章	第1節	(1)	イ	「組合職員が使用する電気料金、水道料金」が調達の対象になっていますが、予定量を御教示願います。	2階会議室を事務室として使用することを予定しています。 配置人員：平日（日勤）3名程度、 電源：事務用PC×3台、複合機等、一般的な事務機器を配置する予定です。
18	28	第8章	第4節	1	見学者対応	「事業者は、施設の見学を希望する者の受付、説明や案内を実施すること。」とありますが、見学者説明用マニュアルは施工企業が作成し、その内容を準備期間中に事業者が指導を受けるとの理解で宜しいでしょうか。	説明内容等は、施設、説明用DVD及びパンフレットの内容等を踏まえ、提案してください。
19	28	第8章	第2節		除雪	組合様が指定する除雪の範囲図を御提示願います。	参考資料1にて提示します。
20	28	第8章	第2節		植栽等の管理	組合様が指定する植栽等の範囲図を御提示願います。	参考資料1にて提示します。

#### 4 様式集に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答案
1	第14-4				費用明細書（業務委託料A）	平成29年度に記載されている計画処理量7,951t/年は誤記で、3ヶ月分の1988t/年と解釈して宜しいでしょうか。	7,951t/年は誤記です。1,988t/年に訂正します。

#### 6 事業契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答案
1	4	10	1、2		一括再委託等の禁止	主たる業務（本件施設の運転管理、用役管理、日常点検・検査等に係る業務等）に関しても、事業提案により創意工夫と業務の効率化等のメリットが明らかであれば、落札者となった場合、再委託について協議をさせて頂けると考えて宜しいでしょうか。	事業者提案に基づき、本業務に主体的に係わるとして、SPCに出資を行う構成員に対して再委託を行いたい場合については、協議を行うこととします。
2	6	18	4		受入業務	「甲が定める受入基準～」とありますが、具体的な受入基準を御提示願います。	要求水準書に対する質問の回答No. 6を参照ください。
3	7	22	2		処理対象物の搬入等	処理不適物の専用貯留施設の保管場所、保管方法を御教示願います。	プラットホーム内に保管スペースを確保し、保管することを想定していますが、詳細は、受注者と協議より決定します。
4	7	23	2		本件施設の運転管理	「乙は、運営期間中、本契約等に従い、自己の責任及び費用負担にて、本件施設から排出される焼却灰及び飛灰の処理を行う。」とありますが、施設内の搬出管理までとし、焼却灰及び飛灰の搬送、最終処分は所掌範囲外との解釈で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
5	14	52	3	(1), (2)	法令変更	法令変更起因する追加費用の負担について、具体的には、消費税及び地方消費税の変更による増税額分は負担頂けるとの解釈で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。